

研究

不換ドルの貨幣・信用論的意味

野村俊郎

はじめに

アメリカの国民通貨であるドルの国際的な金との交換の停止，すなわち不換ドル体制への移行は，1968年（金二重価格制）から1976年（キングストン合意）にかけて，アメリカ金融寡頭制のイニシアチブで，ブレトン・ウッズ体制（以下，IMF体制と略）を解体して今日の国際通貨制度をつくりだしていった過程である。この移行過程でつくりだされた不換ドルとそれに基づいた国際通貨制度は，1985年のG5体制発足（プラザ合意）によって発展させられているとはいえ，その基本的内容は1970年代後半以降，今日にいたるまで変わっていない。

不換ドル体制への移行は，国際的な貨幣・信用制度の改革であったが，そこで問題となるのは，この今日的な通貨，信用およびそれに基づく制度とマルクスが『資本論』や『経済学批判』などで明らかにした貨幣法則（価値法則を含む），信用法則との関係である。また，マルクスの貨幣法則，信用法則を前提にするだけで，果たしてアメリカの国民通貨であるドルの国際的な不換制への移行を法的に説明することができるのかということも問題である。

一方では，マルクスの価値法則が貫徹していないようにみえる様々の現象——独占価格，国際的不等価交換など——とあわせて，価値概念と価値の存在形態とが一致した世界貨幣である金がドルとリンクされないという現象，つまり世界貨幣たる金は価値尺度であることをやめてしまったようにみえる現象から，今日では，マルクスが『資本論』などで明らかにした貨幣法則（価値法則），信用法則は廃棄されてしまったという見解が存在する。資本主義的生産関係の一つの基礎をなす貨幣法則，信用法則を現象する事実のなかで捨ててしまえば，そうした法則のうえに立脚して展開された『資本論』も捨て

さらなければならなくなる。そうすれば、同じ資本主義的生産関係を前提として『資本論』に匹敵する新しい法則を発見してそれを叙述しなければ、価値法則廃棄説もただ現象のなかを這いまわる非科学的な現象追随主義にすぎないといえよう。

他方で、これらの現象は仮の姿であって、法則と無縁なところであらわれている「無理」な現象であると理解する見解が存在する。科学は現象する事実をその基本的法則から合法的に説明、展開されてこそ科学であるのに、この見解は科学的な説明、展開をあきらめ否定してしまっている。

私はこの両見解とも正しくないと思う。不換ドルの問題は、一方では、現代の支配的資本である金融資本の蓄積法則によって規定されており、他方では、マルクスが『資本論』で明らかにした貨幣・信用法則（以下、私が貨幣・信用法則と一般的にいう場合には、帝国主義段階を知らなかったマルクスが『資本論』などで明らかにした貨幣・信用法則のことをさす）によって規定されている。不換ドルを科学的に説明するためには、また不換ドル体制への移行を合法的なものとして説明するためには、現代の金融資本の蓄積法則——いうまでもなく、現代の金融資本はレーニンの『帝国主義論』を基礎として把握される——と、依然として作用しているマルクスが『資本論』などで明らかにした貨幣・信用法則との相互作用を分析することが必要である。¹⁾

この相互作用の第一の側面は、こうである。現代の支配的資本である金融資本は、生産過程で生み出された剰余価値を基礎にしながらも、価値収奪を全面的に展開していく資本である。しかし、価値の概念と存在形態が一致した世界貨幣を媒介とする取引は、取引の決済においては等価交換であり、金融資本の運動の限界をなす。そこで金融資本は、この限界を制限として意識してそれを突破しようとする。すなわち、取引決済を通じた価値収奪を実現するため、絶えず国際的な信用関係を発展させようとする。この制限突破の一つの形態が、金ドル交換停止であり、不換ドルを国際通貨として通用させる国際通貨制度の確立である。これは、金融資本の蓄積法則が世界貨幣法則に能動的に作用してこれを侵害することを意味する。²⁾したがって、不換ドルを貫く基本法則、能動的に作用する基本法則は、金融資本の価値収奪法則であり、世界貨幣法則ではない。不換ドルは、金融資本の世界的な価値収奪を媒介する「収奪通貨」なのである。

しかし、資本主義的生産関係の基礎的法則である貨幣法則は、自らに対する能動的な作用であるこの侵害に対して反発し、この侵害を自らのうちに吸収し、その法則のうえで資本蓄積の運動をおこなわせようとする。この点では逆に貨幣法則が蓄積法則に反作用し、その制限となる。したがって、貨幣法則に対する侵害は、貨幣法則の廃止を意

味しない。収奪通貨ドルによる国際的価値収奪は、依然として貨幣法則によって制限されている。これが相互作用の第二の側面である。

なお、不換ドル体制への移行をも含めた今日の国際的な貨幣・信用制度の分析ということを考えれば、それが国家意志の発動（たとえば金ドル交換停止）や国家間の協定の改定、国家間の協議をも含んでいるため、その分析は上述の二つの側面からだけでは不十分であり、金融寡頭制の意志の国家意志への転化、各国の国家意志の調整過程の具体的な分析などが必要である。不換ドル（体制）を法則的に説明するためには、以上の見地から現実を分析しなければならない。

ところが、この問題に関する従来の諸学説は、上述した二つの側面の相互作用としてこの問題を解明していない。しかし、この小論で国際通貨・信用制度や不換ドルの理論的内容を全面的に明らかにすることは不可能である。そこで、本稿の課題を以下の点に絞りたい。すなわち、本稿は現代の金融資本の蓄積法則と、国際通貨制度をつらぬく貨幣・信用法則との相互作用を分析するという見地から、不換ドルの理論的意味をわが国の従来の諸学説をたどりながら、その限界性を示すなかで明らかにする。また、学説というものは何かの対象についての理論なのだから、学説の批判のためには、まず批判の対象となっている諸学説が対象とする事実のイメージとそれを科学的に把握する私自身の理論的な説明——もちろん、国際的な通貨・信用制度や不換ドルのような複雑な事実をただちに全面的に分析することはできないから、理論的な説明といっても、価値尺度などの基本的なものにかぎられるが——なしにはおこないえない。そこで、まず最初に、私が批判の対象とする事実のイメージとそれについての私自身の理論的な説明を概括的に述べ、そのちにこの事実に関する諸学説を検討することにする。

I 不換ドル（体制）の理論的基礎としての金融資本概念

IMF体制から不換ドル体制への移行過程では、金融資本の蓄積法則と、貨幣・信用法則とが相互作用しながら貫いているが、この移行の原動力は、あらゆる限界を制限として意識し、それを突破しようとする金融資本の蓄積運動である。したがって、この移行と不換ドル（体制）の基本的性格を規定するには、まず、その理論的前提としての金融資本それ自体の概念について述べておく必要がある。

金融資本の概念は、レーニンによって明らかにされている。レーニンは、『帝国主義論』の第一章と第二章で、独占的産業資本と独占的銀行資本を分析してそのカテゴリー

の内容を明らかにしたのちに、第三章で金融資本の概念の内容を簡潔に与えている。

「生産の集積，そこから成長してくる独占体，銀行と産業との融合，あるいは癒着，——これが金融資本の発生史であり，金融資本の概念の内容である」⁴⁾。

すなわち，独占的産業資本と独占的銀行資本との「融合あるいは癒着」が金融資本の概念の内容である。それでは，この「融合あるいは癒着」の本質的内容は，どのようなものであろうか。それは以下の通りである。⁵⁾

第一に，金融資本の二つの構成要素である独占的産業資本と独占的銀行資本は，相互に依存しあいながらも，相互に相対的自立性をもった実在的で個別的なものとして存在しつつ，両者は独占的銀行資本の主導のもとに融合・癒着している。独占的銀行資本はすべての産業部門のさまざまな企業と取引関係をもつ。しかも，資本の部門間移動が貨幣資本形態でしかおこなわれないうえに，金融資本の投資戦略を決定する位置にある。また，銀行固有の業務や取締役兼任の中心になることを通じて，あらゆる産業部門の実情と企業の営業状態にかかわる情報を集中している。こうして，独占的銀行資本が金融資本の二つの構成要素を統一する能動的な役割を果たす。

第二に，しかし，金融資本の受動的な構成要素である独占的産業資本は，独占的銀行資本に対して一方的に受動的ではない。やはり剰余価値生産を担うものは産業資本であって，銀行資本がえる利潤は結局は産業資本が生み出した剰余価値の転化形態である。剰余価値を生産し，資本主義的な生産力の発展の担い手であるという点では，独占的産業資本は資本主義的生産の能動的な担い手である。

第三に，金融資本は独占的産業資本と独占的銀行資本の融合・癒着であるのだから，その構成要素である独占的産業資本も独占的銀行資本も，その自立性，実在性が基本的に奪われて，金融資本という新しい法則にしたがって運動する非自立的な，金融資本の内部的な構成要素となっている。つまり，金融資本が一般であり，独占的産業資本と独占的銀行資本が特殊である。このため，独占段階の経済過程の主体は個別的な金融資本集団となり，資本の競争は基本的には，金融資本集団間の競争を主軸としておこなわれる。そこでは，大企業と中小企業との競争関係は消滅し，少数の大企業による大多数の中小企業に対する支配・強制関係が現れる。

第四に，この金融資本という経済的カテゴリーの人格化として，金融資本を指導する少数の金融資本家たちのグループが，個別金融資本集団の枠を越えて形成される。このグループを金融寡頭制といい，金融資本集団の共通の利益の維持と獲得のために機能するとともに，個別金融資本集団の利害関係から相対的に独自に機能する。

以上が概略的にみた金融資本それ自体の概念である。この金融資本が、剰余価値生産を基礎にしながら、価値収奪を全面的に展開すべく多面的に運動していくのである。ところで、ある通貨と別の通貨との交換比率は外国為替相場として現れ、この相場の変動は「一国の貨幣の減価」と「当面の国際収支」⁶⁾によって規定されるが、金融資本の蓄積運動はこの二つの要因に作用を及ぼす。「一国の貨幣の減価」に及ぼす作用はこうである。資本は一般に、一方で、生産と消費、生産諸部門間の均衡を法則としているが、他方で、資本の無限の蓄積衝動に規定されて生産と消費および生産諸部門間の均衡関係を破壊していく。自由競争段階では、この矛盾は過剰生産が一定の点に達した時に経済恐慌として爆発したが、金融資本の支配する独占段階では、国家が公債の発行によって得た貨幣を独占的産業資本の生産する過剰な商品の購買にあて、過剰資本を処理して独占的産業資本を救済する。いわゆるケインズ政策である。独占段階における生産力の飛躍的な拡大がつくり出す過剰資本を処理するためには、公信用の急激な膨張が必要であり、貨幣制度は兌換制から不換制に移行する。しかし、流通必要量を越える紙券の流通への強制的な投入は貨幣法則の侵害であり、その反発としてインフレーション——通貨価値の減価——という現象が生じる。独占段階においては、ケインズ政策による通貨価値の減価は必然である。しかも、ケインズ政策の内容が各国で異なるため、各国通貨の減価率も不均等となり、各国が国内不換制をとっている場合には、各国通貨の交換比率は異ならざるをえない。

「当面の国際収支」に及ぼす作用はこうである。独占段階の支配的資本である金融資本は、国内の狭隘な蓄積基盤を乗り越えていくために、商品輸出をすすめるとともに、海外直接投資をすすめ、多国籍企業、多国籍銀行として国際的に展開していく。また、相対的に強い金融資本をもつ国は、経済的・軍事的援助をつうじて相対的に弱い金融資本をもつ国や途上国を従属させていく。これらの運動は、国際収支に反映するため、各国の相対的地位の違いに応じて各国の国際収支は不均等に变化する。戦後資本主義世界体制を主導する地位にあり、自国通貨が国際通貨であるため国際収支の赤字を無視できたアメリカは、第二次大戦直後からマーシャル・プラン、MSA 援助をはじめとする対外援助を続け、1950年代から海外直接投資を急膨張させていったため、西欧、日本の生産力の回復に伴うアメリカ貿易収支の黒字幅縮小とあわせて国際収支を悪化させていった。逆に、日本や西ドイツは、生産力を発展させて貿易収支の黒字を達成していった。このことから、各国通貨建為替の需給関係は異ならざるをえないことになり、各国通貨の交換比率は不均等に变化していく。

以上が、金融資本それ自体の概念と、その運動が各国通貨の交換比率に及ぼす作用の概括である。次に、現代の金融資本の蓄積法則と、マルクスが『資本論』などで明らかにした貨幣・信用法則との相互作用を分析するという見地から、不換ドルの理論的意味を明らかにしていこう。

Ⅱ 不換ドル（体制）とアメリカ金融資本

(1) 金融資本の蓄積と IMF 体制

ドル体制は現代の支配的資本である金融資本から独立に存在しているのではなく、その受動的要素として存在する。ドル体制の基礎には金融資本が存在し、その変化、発展を主導している。したがって、金融資本から切り離して貨幣規定と信用規定を与えただけでは、不換国際通貨ドルの規定を与えたことにはならない。不換国際通貨ドルは、金融資本の蓄積法則が能動的に作用して価値法則を侵害し、価値法則がこの侵害にたいして反発するという関係である。ここでは、金の価値尺度機能と国際的最終決済手段機能についてみる。その意味を概括的に述べれば以下の通りである。

第二次世界大戦後の世界では、戦争による不均等発展——欧州、日本の破壊とアメリカの発展——の結果、一方で、欧州と日本における現実資本の蓄積を回復するための商品輸入の必要性和国際的支払手段の不足が生じ、他方でアメリカにおける現実資本の過剰と世界貨幣としての金の集中が生じていた。すなわち、アメリカ金融資本にとっては欧州と日本の支払手段の不足が過剰資本の処理を限界づけており、欧州と日本の金融資本にとっても同じことが現実資本の蓄積の回復にとっての限界となっていた。つまり、国際的商品取引の回復にとって欧州と日本の支払手段不足が限界をなしており、この限界を制限として意識し、それを突破することが、各国金融資本の共通の利害となっていたのである。

この制限突破の形態は、最も力の強い金融資本をもったアメリカが、相対的に力の弱い金融資本をもったアメリカ以外の国を国際的貨幣・信用関係において支配し、従属させるという形態で実現した。マーシャル援助、MSA 援助をはじめとするアメリカのドル散布——各国のドル建為替勘定の補填——である。ドル散布の結果、国際取引の決済はアメリカの銀行におかれた非居住者保有のドル勘定に集中され、国際取引にしめるドル建・ドル決済の比率が決定的に高まった。ドルは国際取引において価格表示手段・決済手段として機能するという意味で国際通貨となった。そして、ドルの国際通貨として

の地位をさらに高めたのがIMF協定であった。IMF協定はドルに、外国為替相場の基準としての機能、一国の通貨当局が為替相場に介入する際の介入通貨としての機能、一国の対外準備資産としての機能を与えたのである。

ここに、ドル中心の国際通貨体制——IMF体制——が成立し、国際的貨幣・信用関係におけるアメリカの特権的地位が確立した。アメリカ金融資本は国際通貨制度においても戦後世界体制を主導していく条件を獲得し、逆に、相対的に力の弱い日本、欧州の金融資本は、アメリカに支配されることで、自らの復興と発展の条件を獲得した。この国際通貨面での支配・従属関係の成立により、1930年代のブロック通貨体制、世界市場の経済ブロックへの分裂にかわる新たな国際経済関係——統一的な国際通貨体制、統一的な世界市場——が出現し、各国金融資本は国際的な商品取引の拡大によって国内の蓄積基盤を固め、資本取引の拡大によって狭隘な国内の蓄積基盤の限界を乗り越えて多国籍企業、多国籍銀行として国際的に展開していった。IMF体制は、戦後の力関係を基礎にして、アメリカを先頭とする各国金融資本が戦後の資本蓄積の条件にあわせて作り出した国際的貨幣・信用制度であった。このことをIMF体制の制度的内容と関連させてみればこうである。

IMF（国際通貨基金）は、1944年7月、44カ国の参加で開かれた連合国通貨金融会議で成立したブレトン・ウッズ協定にもとづいて、国際復興開発銀行（世界銀行）とともに設立された国際通貨協力機構である。その基本的な任務は為替安定操作に必要な外貨資金の供給であったが、戦後のドル不足の時期からアメリカのドル援助依存が続き、その後の基金機能拡大措置にもかかわらず、1950年代まで外貨資金供給機構としてはドル援助を補完する役割しかはたしえなかった。また協定第4条を実質化するための金価格の固定もアメリカの金ドル交換とイングランド銀行によるロンドン自由金市場への介入操作に依存していた。したがって、IMF体制は、ブレトン・ウッズ協定とそれを実質化するための諸制度の体系として理解しなければならない。

IMF体制の協定上の目的は、(i) 国際通貨協力を促進して、(ii) 貿易の拡大均衡を助長し、加盟国の雇用・所得の高水準の確保および資源開発に寄与すること、(iii) このため「為替の安定を促進し、加盟国の秩序ある為替取極を維持し、競争的為替減価を防止」すること、(iv) 為替制限を除去して多角的支払制度を確立すること、(v) 収支不均衡調整のために基金を利用させる、というものであった（第1条）。この目的を実現するために、協定は、「戦後の過渡期」をのぞいて（第14条）経常的支払にたいする為替制限を禁止し、通貨の自由な交換性を義務づけた（第8条）。それとともに、各国通貨の平価を

「共通尺度たる金」または「1944年7月1日現在の量目および純分を有する合衆国ドル」（金1オンス=35ドル）で表示し、これをIMFに登録し、為替相場の変動幅を平価の上下各1%に維持することを義務づけた（第4条）のである。この二つ——通貨の自由な交換性とその交換比率の固定——がIMF協定の基本的な内容である。そこでまず、通貨の交換比率が固定されたことからみていく。

ある通貨と別の通貨の交換は外国為替市場でおこなわれ、その交換比率は外国為替相場として現れるのだが、この相場の変動は「当面の国際収支」と「一国の貨幣の減価」によって規定される。ところが、すでにI章でみたように、各国の独占的産業資本の生産力の発展を基礎とする経済的力の発展は不均等であり、国際収支の順逆も不均等である。また、各国のケインズ政策にもとづく通貨の減価率も不均等である。したがって、相対的に強い通貨と弱い通貨が生まれ、その交換比率は絶えず異ならざるをえない。にもかかわらず、各国通貨の交換比率を固定しておくためには、各国通貨を不変の度量単位に結びつけておく必要がある。そこで、IMF体制では、各国通貨を金の重量単位に結びつけたのである。しかも、各国通貨と金の結びつきは、1ドルが金1/35オンスを代表することを取り決め、このドルという貨幣名称を度量単位として各国通貨の代表量を算出するという方法でおこなわれた。例えば、金1オンス=35ドルと1ドル=360円から、1円が金2.46853ミリグラムに結びつけられたのである。

とはいえ、金は労働生産物であり、その価値は金生産部門の生産性の変化に応じて変化するから、金価値の変動に応じてある一定の金属重量が表す価値量も変動する。各国通貨の価値を不変とすれば、金価値が10分の1に下落すれば、各国通貨の1単位が代表する量はもとの10倍になる。また、金に固定比率で結びつけられたドルも減価するからドルの代表量は低下していくし、さらにドルは各国通貨に対して不均等に減価するから、各国通貨の代表量間比率も絶えず変動する。したがって、ドル1単位を金35オンスに結びつけ、金公定価格と金市場価格を固定することは名目上のことであって、むしろ、この代表関係を維持することは金の価値尺度機能の侵害である。この侵害に対する価値法則の反発が、後に金市場価格の高騰と金ドル交換の停止として現れるのである。

だが、このように、価値法則を侵害してドルに各国通貨を固定的に結びつけることによって、アメリカ金融資本は国際通貨制度においても戦後世界体制を主導していく条件を獲得し、相対的に力の弱い日本、欧州の金融資本は、アメリカに支配され、従属させられることで自らの復興と発展の条件を獲得した。統一的な国際通貨体制、統一的な世

界市場のもとで、各国金融資本は国際的な商品取引の拡大によって国内の蓄積基盤を固め、資本取引の拡大によって狭隘な国内の蓄積基盤の限界を乗り越えて多国籍企業、多国籍銀行として国際的に展開していった。また、固定されるレートの水準が先進資本主義国には「過高評価」、発展途上国には「過低評価」になるというのが一般的な傾向であったため、各国金融資本はこの為替レートをつうじた国際的不等価交換により、ドルを媒介にした世界的な価値収奪の条件を獲得し、市場支配と国際的展開をすすめた。この意味で、IMF体制下のドルも「収奪通貨」なのである。

IMF体制の制度的内容との関連でもう一つみておかなければならないのは、金の国際的最終決済手段機能についてである。すなわち、アメリカが、財務長官の専務理事あての1949年5月20日付書簡において、各国通貨当局に対する確定分量での金ドル交換を保証したことにより、国際的な債権債務の相殺差額——各国のドル債権——が最終的に金で決済されることになった。これは、世界市場において働く価値法則の一つのモメントである「国際的最終決済手段は金である」という法則がこの体制に貫徹していることを意味する。これにより、第一に、アメリカの国際収支政策が限界づけられることになった。国際収支赤字の継続による対外短期債務の累積が、アメリカの金保有量によって制限されるからである。1960年代末までのアメリカの国際収支構造は、資本収支と移転収支の赤字を、貿易収支と貿易外収支の黒字で埋め合わせるという構造になっていた。したがって、金融資本の国際的展開と国家による対外援助が価値法則によって制限されることになる。第二に、財政・金融をつうじた成長政策も限界づけられることになった。流通必要量をこえる無価値な紙券の強制的な投入によるドルの金に対する絶対的減価はドルに対する信認を動揺させ、金による最終決済を求める運動を引き起こすからである。

だが、「国際的最終決済手段は金である」という法則が貫徹すること、すなわち各国通貨当局保有ドルがいつでも確定金量と交換できることは、各国通貨当局のドルに対する信認の一つの根拠になっており、この法則が貫徹することで、ドルを中心とする統一的な国際通貨体制が維持された。その意味では、価値法則が貫徹することは、金融資本の蓄積法則に照応しており、この基礎上でこそ金融資本は運動した。これは同時に、金融資本は価値法則の限界のなかで運動しなければならないことを意味しているのである。

最後に、IMF体制の制度的内容として、通貨の自由な交換性についてみておく。自国通貨の外貨との交換の自由、通貨の交換性の回復は、非居住者經常勘定については西欧諸国が1958年、日本では1960年に、居住者勘定については西欧諸国が1961年、日本が

1964年に実現した。アメリカは最初から外貨との交換性を保証していたから、この時期に先進資本主義諸国通貨間の交換性が回復したことになる。協定の言葉で表現すれば、先進資本主義諸国が第14条を適用していた国から、第8条の義務を受諾した国（8条国）へ移行したのである。西欧諸国は経常的支払いの自由化に伴い資本取引に対する為替管理も撤廃していったので、この面でも通貨交換性の回復が進んだ。

自国通貨を自由に外貨に換えることができ、為替相場が狭い変動幅で維持されているならば、自国通貨を出せば常にはほぼ同量の外貨を入手でき、どこの国の商品に対する支払いもできるし、どこの国の証券を買うこともできるようになる。つまり、自由な交換性の回復は、各国金融資本の国際取引の拡大の条件と蓄積をいっそう進めるための条件を保証したことを意味する。

さらに、あらゆる通貨が自由に別の通貨に交換できるということは、どの国の通貨も民間取引における価格表示・決済手段になりうるという意味で、国際通貨として機能する可能性を与えられたことを意味する。すなわち、A国通貨のB国通貨への自由な交換が可能であれば、B国の資本 b がA国の資本 a にA国通貨建て・A国通貨決済で輸出しても、 b にとって問題はなく、 a が b に自国通貨建て・自国通貨決済で輸出しても、 b にとって問題はない。同じく、B国通貨のA国通貨への自由な交換が可能であれば、この取引をB国通貨建て・B国通貨決済にしても a にとっては問題はない。このことはA国通貨、B国通貨の金交換性に関係なくいえることである。したがって、自由な交換性の回復は、一定の比率での金との交換性をもたない通貨にも国際通貨として機能する可能性を与えるのであって、それは複数国際通貨体制の可能性を与えるという意味をもつ。だが、交換性が回復したからといって、ただちに、複数国際通貨体制が出現するわけではない。実際には、相対的に強い金融資本をもち、世界貿易の中心国であり、国際金融の中心でもあるアメリカの国民通貨ドルが国際通貨としての地位を維持する。だから、通貨の自由な交換性は、国民通貨が国際通貨に転化する可能性を与えるだけであって、この可能性が現実性に転化するためには、資本主義世界体制における力関係の変化が必要であり、それなしには、複数国際通貨体制が出現することもない。

自由な交換性の回復はまた、各国の通貨を為替市場における投機対象とすることによって平価変更の可能性と必然性を生み出す。固定相場制のもとでも、各国金融資本の無政府的競争や発展の不均等性、さらに個別資本の無政府的競争は法則的に貫き、国際収支の黒字国と赤字国とが生まれる。しかも、国内不換性に基づいた赤字国債発行政策によって各国通貨の減価率は異ならざるをえない。為替相場は国際収支を反映した為替の

需給と各国通貨の減価率によって規定されているから、固定相場制のもとでも為替レートの切り下げ・切り上げが必要となる。IMF 協定では、「基礎的不均衡を是正しようとする場合」には「自国通貨の平価の変更を提議」し、IMF の台意を得たうえで「平価」を変更することが認められていた（第4条第5項）。そこで、切り下げが予想される国から預金を引き上げ、切り下げが予想される国に投下するという運動が発生する。これは、貨幣資本の価値維持を求める運動であるとともに、金融的利得を獲得するための投機的運動である。通貨当局は、固定相場を維持するために、為替市場に介入するが、無限に介入することはできないから、投機圧力が強まれば、「平価」を変更せざるをえないことになる。

(2) IMF 体制における金融資本の蓄積の限界

前節でみたように、IMF 体制のもとにおける金融資本の蓄積は、価値法則を基礎としながら価値法則を侵害して進められてきた。しかし、価値法則を侵害すればその反発を引き起こすし、また価値法則の限界の中で運動しなければならない金融資本はこの限界を突破しようとする。

価値法則の反発は、まず最初に、1960年10月のロンドン自由金市場での金価格の暴騰として現れ、通貨の自由な交換性の回復にともない貨幣資本が投機的に運動しはじめると、激しいゴールド・ラッシュが引き起こされるようになった。1967年11月から1968年3月にかけての三波にわたるゴールド・ラッシュによるロンドン金市場閉鎖（68年3月15日、4月1日再開）はその現れである。また各国金融資本が保有する過剰な貨幣資本は、各国通貨に対しても投機的運動をおこなうようになり、1968年11月には相対的に強い通貨をもつドイツを中心としてヨーロッパで為替投機が発生し、11月20日には、ヨーロッパが為替市場が閉鎖されるという事態が発生した。ゴールド・ラッシュにせよ、為替投機にせよ、いずれも投機によって媒介されているとはいえ、これらはドルをはじめとする弱い通貨に対する信認の動揺から生じているのであり、これは根本的には IMF 登録金平価および対ドル基準相場の価値法則からの乖離に基づいている。これは価値法則の反発である。また、金ドル交換は、「国際的最終決済手段は金である」という法則の貫徹を意味していたが、各国の金ドル交換によるアメリカ保有金の減少は、金ドル交換停止の可能性を進展させていった。

しかし、IMF 体制は確定金量での金兌換と金市場価格の固定をその存立の条件とする国際通貨体制であり、国際的支払いの相殺差額（ドル残高）が累積してアメリカの金

保有量を上回ったり、インフレーションによるドル価値の減価を反映して金市場価格が上昇したりすると、この体制の存立そのものが脅かされる。国際的貨幣・信用関係は、金融資本の蓄積の不可欠の条件であり、それなしには、国際的商品取引も国際的資本取引もおこなえず、帝国主義世界体制を維持するための対外援助も不可能になる。国際的貨幣・信用関係の維持は金融資本の必然的な意志である。ここに金市場価格の固定、金兌換の維持のための国際通貨協力やアメリカの国際収支対策がおこなわれる必要性が生じる。しかし、これらの措置はドル残高の増大と金市場価格の上昇の根本的歯止めにはならず、1961年に非居住者保有ドル残高がアメリカの金準備を上回り、1967年には、通貨当局保有ドル残高だけでアメリカの金準備を上回ることになった。金市場価格は、1971年には、金1オンス=42.5ドルまで上昇していた。IMF体制は国際的貨幣・信用関係の維持をその蓄積の条件とする金融資本にとって限界に転化した。

(3) 金融資本による制限の突破——不換ドル体制への移行——

一般に資本主義生産様式の支配的法則、過程を貫く基本的法則は、剰余価値法則であり、その展開形態である資本蓄積の法則である。独占段階では、生産過程で生み出された剰余価値を基礎にしながら価値収奪を全面的に展開していく金融資本の蓄積法則である。ドル残高の増大と金価格の上昇とによって、金価格の固定をその成立の条件とするIMFの維持が不可能になると、国際的貨幣・信用関係の維持と、国際通貨を通じた価値収奪——国際的不等価交換——を、その蓄積の不可欠の条件とする金融資本は、それを維持するために、金に制限された国際通貨体制をその狭い基盤から解放し、新しい国際通貨体制を能動的につくりだしていった。金二重価格制（1968年）からキングストン合意（1976年）にかけての不換ドル体制への移行である。

不換ドル体制への移行がアメリカ金融資本の意志の実現であることは、金ドル交換停止（1971年8月）の直前に提出された『ウィリアムズ報告』（同年7月⁸⁾をはじめ、その前後に提出された財界文書⁹⁾によって確定できる。とくに、『ウィリアムズ報告』は大統領諮問委員会の報告であることや、アメリカの金融資本を代表するメンバーで構成されていること、その提出時期などからみてアメリカ金融資本の意志を集約したものと考えられる。また、金融資本の意志の国家意志への転化の過程も当時の議会文書¹⁰⁾や大統領経済諮問委員会（CEA）の報告¹¹⁾にあらわれており、さらにアメリカと日本、ヨーロッパとの調整過程も日米経済協議会合同総会報告¹²⁾などで確認できる。不換ドル体制への移行は、アメリカに主導された各国金融資本の意志の実現であり、あらたな蓄積条件の獲得であ

る。対外金兌換の停止によって、アメリカは金による国際的最終決済をいくらかでも繰り延べられるようになり、ドルに対する信認の動揺がおこらないかぎり、国際収支赤字を継続できることになった。また、途上国との関係では、固定相場制が維持されたため、国際的価値収奪は継続された。したがって、アメリカ金融資本は、ドルを媒介とする世界的な価値収奪の条件を新たに獲得したのであり、不換ドルは、国際的な商品取引や資本取引の決済を通じたアメリカ金融資本の世界的な価値収奪を媒介する「収奪通貨」なのである。

このことによって、金融資本の蓄積運動は価値法則から自由になれるかのようにみえた。価値尺度および国際的最終決済手段としての金は国際通貨体制から姿を消したかのようにみえた。このことの本当の意味は金融資本の蓄積法則による価値法則の侵害ということであって、もし金融資本の蓄積法則が価値法則を侵害して、価値法則を廃止してしまえば、資本主義的生産はその成立の基礎を失ってしまうことになる。資本主義的生産は国内的にも、国際的にも普遍的に発展した商品生産であり、資本主義的生産関係が商品生産関係であるかぎりにおいて、その存立の一つの基礎は価値法則——商品を生産し、交換する主体がアメリカ帝国主義のような発展した資本主義国であろうと、いわゆる第一次産品に依存する途上国であろうと、また、個別金融資本であろうと、単純商品生産者であろうと、価値法則は自由で平等な商品生産者の関係——である。したがって、資本主義的生産の基礎的法則としての価値法則は、この侵害に対して反発し、この侵害を自らのうちに吸収し、その法則のうえで運動させようとする。たとえば、ドル相場の傾向的低落による複数国際通貨体制の可能性の発展や、自由金市場での金価格暴騰による国際通貨制度の危機である。収奪通貨ドルによる国際的価値収奪は、価値法則によって依然として制限されているのである。

Ⅲ 不換ドル（体制）の理論的把握をめぐる諸学説について

(1) 無理説

不換国際通貨ドルが通用することを「無理」と理解する小野朝男氏の見解をまず検討しよう。小野氏は、価値法則の展開形態である世界貨幣の規定を「世界貨幣は金」であると理解しておいて、このように理解した価値法則を産業資本主義よりもはるかに発展した独占段階の、しかも現代の不換国際通貨ドルに、金融資本の蓄積の現代的形態を媒介項に入れることなく、直接的に適用する方法をとられている。たとえば、こうである。

「ドルが金に代わって国際通貨として機能するのは、ドルが金為替であるからである。……しかるに、このドルが金兌換を停止し、金為替であることをやめたのである。……ニクソン声明以降のドルが替の国際通貨としての機能は、……本来、機能しえないはずのものを機能さすことを意味する。したがって、そこには無理があり、矛盾がある」¹³⁾

また、今宮謙二氏も、同じ見地から次のように述べられている。

「ここではっきりしておきたいことは、不換制下の国際通貨体制においては世界貨幣＝金以外に国際通貨は存在しないということである。したがって、この面のみならば、不換制下では、国際通貨体制は崩壊せざるをえないということである……。この矛盾を克服するために、原理的に国際通貨となりえない国民通貨を、現実的に流通させることになったのである。これは論理の矛盾ではなく、現実の矛盾である」¹⁴⁾

以上にみられるように、両氏は、「世界貨幣は金である」という抽象的に理解された価値法則を不換国際通貨ドルにつきあわせてその妥当性を検討し、それをこの理解からはずれる本来的でないもの、原理的に説明できないものと宣言する。しかし、抽象的な法則を個々の具体的な現象に直接的に適用し、その妥当性を吟味する方法はリカードの方法であって、マルクスの方法ではない。抽象的な法則は幾多の中間項をへて、具体的に複雑な現象のなかで確認される。科学は媒介である。これがマルクスの方法である¹⁵⁾。両氏は、「世界貨幣は金である」という規定からはずれる現実を無理、原理に反するものと理解することで世界貨幣についての公式を守った。しかし、「本来機能しえないはずのもの」や、「原理的に国際通貨となりえない」ものが現実に通用しているのだから、この見解は現実を説明しない見解であるか、あるいは現実を誤って解しているかのどちらかである、と私は思う。私は、この現実に通用しているという事実は認めるべきであって、「無理」なものが「現実化」しているという両氏の主張の方法的基礎にあるものは、宇野弘蔵氏の方法的立場とまったく同じものである¹⁶⁾。「無理」なものが何年にもわたって現実に存在することなどありえない。問題は、一見、不合理にみえる現実を法則的に説明することである。

小野氏は、国際通貨の一般的規定を、マルクスのいう世界貨幣としての金の三つの機能としうえて、外国為替手形がその機能を担う場合は、それが金為替でなければならぬとされている。氏は次のようにいわれる。

「世界貨幣としての金の『一般的な支払手段として、一般的な購買手段および社会的な富一般の体化物として』の機能は、国際間における金の機能として営まれる。……このような機能を営むにあたって、国際間を転々流通することにより、いわゆる国際通貨としての機能を果たすことになる。……世界貨幣としての金の国際通貨としての機能は、流通費を伴うことから、できる限

りその節約が企図される。そして、その結果として、金に代わって外国為替が国際通貨として利用される……。ところで、このように金に代わって外国為替が国際通貨として利用されるのは、外国為替が債権債務の相殺に利用できる信用証券であるからである。……国際通貨として機能する外国為替は、金為替でなければならない¹⁷⁾」。

すなわち、国際間の債権債務の相殺に利用できる外国為替が、金為替である場合に限って、国際通貨として機能するといわれるのである。これは、一面では、国際的商業信用関係——外国為替取引——において国際通貨を規定されていると理解できるのであって、いわゆる国際通貨規定の「フロー・アプローチ」である。現在、国際通貨の規定は、国際的銀行信用関係を分析して、中心国銀行に置かれた非居住者保有の中心国通貨建て債権と規定する見解、いわゆる「ストック・アプローチ」が支配的であるが、私は、銀行信用関係においてだけでなく、商業信用関係においても国際通貨の規定をおこなう必要があると考えているので、その限りでは、小野氏の見解にも参考になる内容が含まれていると思う。だが、問題は、外国為替手形の金交換性を、外国為替が国際通貨として機能するための不可欠の条件とされることである。外国為替手形の金交換は、国際間の債権債務の相殺差額を世界貨幣としての金で最終的に決済するということなのだから、債権債務が相殺される限りは、金交換性をもたない国民通貨でも国際通貨として機能する。しかも国際取引の決済がドル建・ドル決済に集中するのは、先進資本主義諸国のドルに対する信認に基づくのであって、ドルの金交換性はその信認の一つの条件であって不可欠の条件ではない。その意味はこうである。国内における不換紙幣の流通は、不換国家紙幣であれ不換銀行券であれ、国家の強制通用力と国民によるそれへの信認に基づいている。だが、国家の強制通用力が作用するのは、一国の内部に限定されるから国境をこえて不換紙幣が流通することはない。ドル紙幣といえどもその流通部面はアメリカ国内に限定される。国境をこえて流通するのはドル建の外国為替手形だけである。そこで問題は、何故、国際取引の決済がドル建・ドル決済に集中するかである。そもそも国際取引は、自国通貨建・自国通貨決済でおこなう方が為替リスクを負わなくてすみ、また自国通貨の為替相場が暴落しないかぎり国際収支の赤字を無視できるのでから、先進資本主義諸国の力関係が対等であれば、各国は自国通貨建て国際取引をおこなおうとするはずである。実際、第二次大戦前の先進資本主義諸国は、このことを一つの条件として、通貨ブロックを形成してブロック経済体制へとすすんでいった。だが、戦争をつづじた不均等発展は、先進資本主義諸国間の力関係を根本的に変革した。相対的に強い金融資本をもつアメリカが、相対的に弱い金融資本をもつ西欧と日本を支配・従属させる

という国際関係が成立した。Ⅱ章で見たように、この支配・従属関係を基礎にして、ドルを国際通貨とする IMF 体制が作りだされた。だから、ドルに対する信認は、アメリカの政治的・経済的力の相対的な強さに基づいており、また統一的な国際通貨体制を維持するためには特定の国民通貨を国際通貨にしなければならないという事情が、アメリカの相対的地位が低下した段階でも、それが最も強い金融資本をもつ国であるかぎり、ドルが各国の信認をうる条件になっている。したがって、外国為替手形の金交換性は、外国為替手形が国民通貨として機能するための不可欠の条件ではない。

また、一方で各国の金融資本の蓄積は不均等におこなわれ、他方で特定の国の保有する金準備は限定されているから、金と国際通貨の交換——債権債務の相殺差額の金による決済——は停止せざるをえない可能性をもつ。金融資本の支配する独占段階では、金融資本の蓄積法則によって貨幣法則が侵害され、金による最終決済が停止されるのが必然なのである。そこで問題は、金による国際的最終決済が停止されているもつて、「国際的最終決済は金である」という法則がどのように貫徹しているかである。すなわち、貨幣法則の反発の問題である。このように問題をたてることによって、一見不合理に見える現実を法則的に説明できるのであって、小野氏のように、金交換性を外国為替が国際通貨として機能する不可欠の条件と理解すると、現実はあるに「無理」としか規定できないことになり、貨幣法則の現代的貫徹形態を説明できないことになってしまうのである。ここに氏の国際通貨規定の限界性がある。

(2) 金廃貨説について

金ドル交換停止下の世界市場においては、ドルが金に代わって一般的等価物として機能するかなのような現象が生じている。このことを説明するために、岩野茂道氏は、マルクスの貨幣論に独特の解釈を加えて貨幣が「商品形態から解放される」ことをマルクスの見解として主張されて、次のようにいわれる。

「価値形態の展開によって紡ぎ出された貨幣は、その完成形態では当然それ自身が労働生産物である『商品』でなくてはならないが、貨幣のもつ機能規定によっては、つまり現象形態においては、商品姿態から解放されることが可能である、とマルクスは説明する¹⁹⁾」。

氏がここで「貨幣のもつ機能規定によっては」貨幣が「商品姿態から解放される」といわれるさいの貨幣の機能規定というのは、貨幣が観念的な価値尺度として機能する場合、流通手段機能が価値章標によって代理される場合、支払手段機能から信用貨幣が発生する場合のことである。氏はこれらの場合に限定して貨幣が商品姿態から解放される

と主張されるが、貨幣が商品姿態から「解放」されてしまうのであれば、価値尺度や流通手段として機能するものは価値でなくてもよいことになる。これは、結局は、貨幣は価値でなくてもよいという見解と同じである。このような氏の見解は貨幣の諸機能の理解において誤っているが、貨幣それ自体の理解においても根本的に誤っている。商品の内在的価値がその商品に等置される他商品の使用価値の一定量で表現されるというマルクスの規定は、貨幣の機能規定の前提として、商品経済関係において必然的に貫徹する法則だからである。

商品の価値が労働時間によって直接的に表示されず、労働時間が対象化された他商品の一定量で表示されるのは、資本主義的経済関係がその基礎において商品経済関係をもっており、商品経済関係が「互いに他人であるという関係」だからである。マルクスは商品生産における経済的社會関係を相互他人性という経済的社會関係として明確に述べている。この商品経済関係は、私的所有にもとづく無政府的生産である。だから、商品は労働時間を直接に表示せず、商品はその内在的価値を他の商品の一定分量で表示しなければならない。岩野氏は『資本論』の「価値形態」を理解されておられない。また、商品所有者の経済関係が相互他人的であり、生産の形態が無政府的生産であることは世界市場においてもかわらない。だからこそ、世界市場における諸商品の一般的等価物は特殊な商品、すなわち金なのである。

氏は貨幣の諸機能の方からみて貨幣が「商品形態から解放される」と主張されるが、貨幣が観念的な価値尺度として機能したり価値章標に代理されるといっても、それは商品経済関係を前提にしており、商品経済関係を廃止しないかぎり貨幣が商品姿態から「解放」されることはない。それはつねに一般的等価物としての金を前提する。また、金ドル交換停止は金とドルとの間のつながりを制度的に断ち切りたいという金融資本の欲求を表現するものであるが、しかし、そのように宣言したからといって商品経済関係は停止されず、資本主義的競争のもつ無政府性も止揚されない。したがって、世界市場における一般的等価物が金であるという法則は、金ドル交換停止のもとでも貫徹しようとするのである。

岩野氏が、貨幣が「商品姿態から解放される」と主張される論拠の一つは、貨幣が観念的な価値尺度として機能することであった。氏は先の引用に続けて次のようにいわれる。

「第一に、貨幣は『その価値尺度の機能においてはただ観念としての貨幣、または理念的貨幣として用いられればよいのである』。いわゆるワルラスのニューメール（計算貨幣）に相当する

ものであろう。……「ニュメレール」という観念的存在の中には、貨幣の本質が、およそ素材（stoff）なるものと無縁のものであるという関係を極限時に示している点で重要である。²²⁾

たしかに、諸商品の価格は頭のなかで観念的に一定分量の金と比較すればつけられるのだから、価格規定にあたっては、現実の金が必ずしも必要なのではなく、表象された金が計算貨幣として機能すればよい。だが、このことは、「貨幣の本質が、およそ素材（stoff）なるものと無縁のものである」ということを意味しない。ドルやマルクという貨幣名称は金の一定重量を代表する単位であり、貨幣名称の一定量をもった金の一定量がそれに対象化された労働量を表現する。これは、マルクスが価値の尺度の価格の度量標準への転化として述べているところである。²³⁾

価格の度量標準は、最初は、金属重量を測る基準と合致していたが、貨幣の悪铸や価値尺度の銀から金への転化によって、価格の度量標準と金属重量を計る単位は分離するようになる。それぞれの国において法律で金の一定量に対して、ドル、マルク等のような貨幣名称が付与され、価格の度量標準が確定される。その結果、貨幣は計算貨幣として機能し、価格決定にあたっては表象された金が計算貨幣として機能すればよいことになる。このようにマルクスは、価値の尺度の価格の度量標準への転化を説明しており、「貨幣の本質が、およそ、素材（stoff）なるものと無縁なるもの」などといっているのではない。むしろ逆に、氏が引用されている文章の直後で「この事情は、まったくばかげた理論が現れるきっかけになった」と述べて『経済学批判』の「貨幣の観念的度量単位説」批判を参照するように指示している。²⁴⁾ 観念的価値尺度として機能するのはやはり金という「素材」であって、それ以外のものではない。

国境の内部において価値尺度として機能するのは金であるが、世界市場においてもそれは金である。²⁵⁾ マルクスは世界市場における価値尺度を「金と銀」としているが、それは当時国内的に銀本位制をとっている国があったからであり、世界の大部分が金本位制、金兌換制をとるようになった段階——第一次大戦前——以後においては、世界市場においてもただ一つの商品、金が価値尺度として機能するのである。²⁶⁾ 今日、資本主義各国は金兌換を停止しており、各国の貨幣名称と金の代表関係は確定していないが、前節でみたように、国際的な経済関係がその基礎において商品経済関係であるかぎり、世界市場における一般の等価物は金であり、金は今日においても観念的な価値尺度として機能しなければならないという一般的本質を、今日の具体的な現象のなかで一定の中間項を媒介して証明することが科学である。

岩野氏が貨幣が金属実体から分離可能であると、主張されるもう一つの論拠は、兌換

制から不換制への移行によって、国家によって強制通用力を付与された無価値な紙券（不換銀行券）が兌換銀行券や生身の金に代わって流通するようになったということである。氏は次のようにいわれる。

「ひとたび中央銀行券が成立する段階になると、兌換義務という金属の外皮は、まぎれもなくはぎとられ、貨幣はいかなる機能でとらえても素材価値とのかかわりを必然的なものとしないう様相を明らかにしてくる。すなわち、直接には、金の対外流出とそれに前後して発生した対内流出を契機とした国際金本位制当時の信用恐慌は、そのたびごとに当局による銀行券の金兌換停止とその銀行券の追加供給という応急の手段でもって解決されてきたが、このいくたびにもわたる経験が制度化されて不換銀行券が現金として定着したのである」²⁷⁾。

不換銀行券の流通によって中央銀行は金債務の決済から解放され、そのかぎりではいくらかでも無価値な紙券を発行できるようになるとみえる。ただし、こうみえるのは、無価値な紙券の発行による収奪は当然国民の反発を生むのであるから、この点を捨象すればのことである。しかし、そのことは氏がいわれるように、貨幣が素材価値との関係をたちきってしまうことを意味しない。独占資本の生産する大幅な商品資本を購買するために、流通必要量を越える大幅な紙幣発行をおこなえば、紙幣は減価してインフレーションという現象があらわれるからである。無価値な紙券の流通といえども、そこには価値法則の展開形態である流通必要量の法則が支配しているのであり、価値法則から自由になるわけではない。さらに、国家の強制通用力がはたらくのは国境の内部に限定されるから、無価値な紙券が通用するのは一国内部においてだけである。したがって、国際的な債権債務の相殺差額——相殺は金交換をもたない為替でおこなわれるとしても——金によって決済されなければならない。この意味でマルクスは、世界貨幣は一般的支払手段として機能すると述べている。

「世界貨幣は、一般的支払手段、一般的購買手段、富一般の絶対的社会的物質化として機能する。支払手段としての機能は、国際貸借の決済のために、他の機能に優越する」²⁸⁾。

以上のことから明らかなように、国際的な債権債務が為替取引によって——為替が金兌換を保証されているかどうかにかかわらず——相殺されるとしても、相殺差額の決済は金でおこなわなければならない、国際的最終決済手段は金であることにはかわりはない。²⁹⁾

(3) 「ストック・アプローチ」説について

いわゆる国際通貨規定の「ストック・アプローチ」というのは、国際通貨の存在形態を、中心国銀行に置かれた非居住者保有の中心国通貨建債権と理解して、この預金勘定

による国際的債権債務の決済メカニズムを分析していく見解である。「ストック・アプローチ」説は、今日の国際通貨研究の支配的潮流となっており、論者によって様々な見解が提示されているが、この説を最も詳細に展開されているのは深町郁彌氏である。また氏の見解は、その独特の展開方法によって「フロー・アプローチ」を否定される点で誤ったものであるため、ここでは深町氏の見解を検討していくことにする。

深町郁彌氏の国際通貨論は、『現代資本主義と国際通貨³¹⁾』の第1章でその主要な内容が展開されている。そこで以下第1章の叙述に則して氏の見解を検討していく。氏の見解が徹底した「ストック・アプローチ」であることは国際通貨の存在形態を「外国の金融中心地に対する流動債権」だけに限定される第1章1、2の叙述に見られるので、その概要を示しておけば以下の通りである。

まず第1章の1では、国際通貨がその保有主体の違いから「公的国際通貨」と「私的国際通貨」に分類される。公的国際通貨は「諸国の通貨当局の保有する公的ドル債権残高」であり、私的国際通貨は「民間レベルでの各国の対外短期流動債権」である。第1章の2では、リンダート（Peter H. Lindert）の見解に依拠して国際通貨の一般的存在形態を「外国の金融中心地に対する流動債権」と規定し、その機能を準備通貨（reserve currency）と媒介通貨（vehicle currency）に分類される。準備通貨とは「公的および私的外国人がかなりの分量とかなりの期間にわたって流動的な形態でよるこんで保有している通貨」であり、媒介通貨とは「流動的債権の形態で、その通貨の結びついている国が取引当事者としてははいていない大量の取引がその中に含まれている国際的取引においてたえず高い取引高をみせている通貨」である。また、準備通貨の存在形態は「利子付きの定期性預金、財務省証券、その他の短期債務、……中長期の政府証券など」であり、媒介通貨のそれは「当座預金」である。またこの存在形態を公的国際通貨と私的国際通貨にあてはめてみて、³²⁾前者は貯蓄性の定期預金や証券の割合が高く「準備通貨としての性格」をもっており、後者は当座預金の割合が高く「媒介通貨の性格」をもっているとされる。最後に以上の国際通貨規定と貨幣論上の規定の関係が示されている。それは、公的国際通貨（準備通貨）は蓄蔵貨幣の第二形態にあたり、私的国際通貨は蓄蔵貨幣の第一形態にあたるが、両者とも発達した信用制度の下では利子生み資本の形態をとっている、というものである。

以上にみられるように、氏の見解は、「外国の金融中心地に対する流動債権」に限定され、外国為替手形は国際通貨範疇から完全に排除されている。これは、氏が国際通貨の理論的規定をおこなうにあたって、「歴史的な展開の順序であるとともに論理

的に上向していく序次でもある」という方法で叙述していかれることから必然的に生じてくることである。氏は、第1章3でこの叙述の見地について次のように言われている。

「そこでまず私的国際通貨の形成がとりあげられなければならない。……これは歴史的な展開の順序であるとともに論理的に上向していく序次でもある。しかし私的国際通貨の形成をいうためには、外国為替制度・為替取引に論理的上向の出発点を求めなければならない³⁴⁾」。

すなわち、国際通貨の規定を、形成史として、しかも論理的展開が同時に歴史的展開であるようなそれとしておこなっていくと主張されているのである。この方法にもとづく私的国際通貨規定の概要は以下の通りである。

「私的国際通貨の形成」は、第1章の3で、外国為替制度・為替取引を「論理的上向の出発点」として展開されている。その論理はこうである。①送金為替手形による二国間の債権債務の同一国内のそれへの振替・相殺による金現送費の節約、②荷為替制度にみられる取立為替手形による個別資本にとっての資本の「流通時間」の止揚、投下資本中の貨幣資本の節約、③引受信用、割引信用という銀行業の与える貨幣信用＝銀行信用による個別資本の投下資本の節約、個別資本間の商業信用による債権債務関係の銀行間の債権債務＝銀行信用への上向転化、銀行間市場としての為替市場における銀行の為替操作、④国際金融市場（ロンドン）の形成、「この国際金融市場に所在する銀行におかれた当座預金残高——それは他国の銀行にとっては支払準備金としての外国為替準備にほかならない——が、まさに取引通貨としての国際通貨にほかならない³⁵⁾」。つまり、国際金融市場に集中された外国人の預金勘定（ロンドン・バランス）が、銀行間の国際決済に利用されるという意味で取引通貨としての国際通貨なのである。

以上が氏の私的国際通貨の形成の論理であるが、問題は、送金為替手形、取立為替手形および銀行間為替取引について述べる段階（①～③）では、国際通貨を規定できず、④の段階で初めて規定できるとされていることである。これは、歴史的にみて、ポンドが国際通貨の地位を独占する時期が④で述べられた条件を獲得する19世紀末であることだけでなく、論理的にも次のような事情があるからだとされている。

「本来外国為替取引一般の次元では、為替は関係二国のいずれかの通貨建てで組まれるわけであるが、いずれか特定の一方の通貨建てで組まれるということはまだ規定できない。それはまだ論理の枠外にある問題である。ところが、実際には、外国為替はいずれか特定の一方の通貨建てで組まれるのが普通であり、外国為替市場には特定国あての為替手形が圧倒的に多いのである。……なにゆえこうした事態が生じるのであろうか。この点の解明こそが国際通貨の形成を明らかにすることになる³⁶⁾」。

すなわち、外国為替取引を分析しただけでは為替が特定の一方の通貨建てで組まれると

いうことを規定できないという事情である。そこで世界貿易の中心国であり、国際金融の中心であるという条件を明らかにしてはじめて国際通貨の規定を与えることができるとされる。したがって、氏の国際通貨規定における外国為替論は、その論理＝歴史的な展開過程の一環をなすだけで、国際通貨それ自体の規定をあたえるものではないのである。

たしかに、現実には国際通貨として地位を独占しているのは、資本主義の各発展段階における、世界貿易の中心国、国際金融の中心国の国民通貨であり、この条件を欠いては特定の国の国民通貨が国際通貨になることはないであろう。だが、そうであるからといって、外国為替手形を国際通貨でないとするのは妥当であろうか。私は、これは正しくないと考える。なぜなら、世界貿易の中心であるという条件や国際金融の中心であるという条件は、ひとたび獲得されてしまえば、その歴史的形成過程の痕跡をけしきり、その国の国民通貨が国際通貨としての地位を独占するからである。現実の国際取引は、その国の通貨建・通貨決済で為替を組んでおこなわれているのであり、その国の貨幣単位が価格の度量標準として機能し、その国の通貨建で国際決済がおこなわれているのである。したがって、国際通貨を規定するにあたっては、ある特定の一国が世界貿易と国際金融の中心であるという条件をすでに獲得していることを前提にし、それを表象におきながら、それを捨象して国際的商業信用、国際銀行信用のそれぞれの次元において国際通貨規定をおこなうべきである。後に分析する事実を表象におきながら、それを捨象してある規定をおこなうことは、マルクスがどこでもおこなっていることであり、国際通貨を規定する場合もその方法にしたがうべきであり、この方法によってこそ現実を正しく説明できると私は考えるのである。

なお念のために述べておけば、ここで私が批判しているのは、外国為替手形が国際通貨範疇から必然的に除かれてしまう——したがって、国際的商業信用および国際的銀行信用の次元で国際通貨規定をおこなえなくなる——氏の論理＝歴史的な展開方法についてであって、国際通貨の存在形態が外国の金融中心地に対する流動債権であるということを否定しているのではない。すなわち、いわゆる「ストック・アプローチ」を一般的に否定しているのではない。国際的な商品取引、資本取引の連関を分析して国際通貨の規定をおこなえば、やはりそれは外国の金融中心地に対する流動債権であると私も考えており、そのかぎりでは「ストック・アプローチ」は現実の一面をとらえたものである。

最後に、ここで検討した三つの見解に共通する限界について述べておく。この三つの見解は、国際通貨の理論的規定を与える際に、レーニンの『帝国主義論』を基礎として

把握される現代の金融資本の蓄積法則と、マルクスが『資本論』などで明らかにした貨幣・信用法則との相互関係を分析するという見地を、共通して欠いている。つまり、マルクスの貨幣・信用法則から、必要な中間項を媒介して、今日の不換ドルの国際通貨としての通用という現象を説明するという見地を欠いている。不換国際通貨ドルの通用という現象は、国際取引の場に世界貨幣としての金が登場しないという現象だから、現象する事実だけを見れば、マルクスの世界通貨法則が貫徹していないようにみえ、逆に国際的信用関係の発展だけが目につく。上述の相互作用という見地を欠いては、現象する事実のなかにマルクスの貨幣法則（価値法則を含む）を捨て去るか、貨幣法則と無関係なものとして国際的信用関係だけが分析されることになる。そのどちらにせよ、マルクスの貨幣法則の今日的貫徹形態は示されない。他方で、現代の金融資本の蓄積法則の分析を欠いたまま、国際通貨ドルの理論的規定が与えられる。この両側面から、不換国際通貨ドルを媒介とした金融資本による世界的な価値収奪という事実が分析されずに終わることになる。ここに本稿で取り上げた諸学説の根本的な限界があり、私が、上述の相互作用を分析するという見地から不換ドルの貨幣・信用論的意味を考察した理由がある。従来の諸見解は、その方法的見地に限界づけられて、国際通貨ドルが不換であることの意味を正しく説明できないのである。

- 1) 独占段階における経済的土台の運動法則は、『資本論』で示される諸法則と『帝国主義論』に示される諸法則との二重の運動法則からなっている。しかし、この二重の運動法則はたんに並列的に存在しているのではなく、「競争と独占というたがいに矛盾する原則を結合」しており、それが帝国主義の本質である。この点については、レーニン「四月全国協議会の意見についての考察」『レーニン全集』第24巻、大月書店、492～493ページおよび、上野俊樹「現代資本主義分析の方法」上野俊樹・鈴木健編『現代の国家独占資本主義』上巻、1987年、序章、23～25ページを参照。
- 2) 「限界と制限」に関する弁証法については、久留間鮫造編著『マルクス経済学レクシコン』⑧の「しおり」を参照されたい。
- 3) マルクスは『経済学批判』のなかで、価値法則が「外部から機械的に侵害（verletzen）される」とのべている（マルクス『経済学批判』『マルクスエンゲルス全集』第13巻、大月書店、101ページ）。「外部から機械的に」とされているのは、ここでマルクスが念頭においている事例（対フランス戦争の戦費調達のための公債発行による紙幣減価）では、価値法則に対する侵害が偶然的なものであるためである。この侵害が剰余価値法則、資本蓄積の法則によって行われるようになれば紙幣減価は必然的なもの——インフレーション——になる。また、独占段階に固有の蓄積法則である金融資本の蓄積法則は、直接的生産過程で生み出された剰余価値を基礎としながらも、国内的、国際的な流通過程での収奪、ケインズ政策による国家を媒介とした収奪などを含みながら発展してくる。すなわち、金融資本の蓄積法則に

よる貨幣法則の侵害は、一般的な剰余価値法則による価値法則の侵害に加えて、価値収奪を含みながら行われるのである。

- 4) 『レーニン全集』第22巻，大月書店版，260ページ。
- 5) 「融合・癒着」の本質的内容の詳細については，上野俊樹「現代資本主義分析の方法」，前掲書，1～9ページ，および，服部泰彦「金融資本の概念規定とその運動形態」大阪市立大学大学院『大阪市大論集』第43号，1974年9月，を参照。
- 6) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. III. Marx-Engels Werke, Dietz Verlag, Bd. 25, S. 605, 大月書店版全集，第25巻第2分冊，764ページを参照。
- 7) 「国際通貨基金協定」（IMF協定），「国際通貨基金規約」，「国際通貨基金規定」の全文は，堀江薫雄『国際通貨基金の研究』岩波書店，1962年，附録を参照。
- 8) Commission on International Trade and Investment, *United States International Economic Policy in an Independent World*, G. P. O., 1971. (竹内書店出版部監訳『相互依存の世界における米国の国際経済政策』竹内書店，1972年)。本報告は国際貿易投資政策委員会委員長A. L. ウィリアムズの名前をとって『ウィリアムズ報告』とよばれている。
- 9) たとえば，1969年6月のBIAC（OECD民間諮問委員会）資本移動・資本市場委員会オスロ総会におけるCCUS（全米商業会議所）代表の報告である。同総会では，CBI（英国産業連盟）とBDI, BDA（西独産業連盟，経営者協議会連盟）の代表が，変動相場制への移行を提案し，過渡期措置として為替変動幅10%案（CBI），ワイダーバンドのクロールンベッグ案（BDI, BDA）を示している。また，日本の経済団体連合会代表も，為替変動幅上下5%および平価変更規制緩和を提案して，固定相場制の改革に積極的な姿勢を示している。CCUS代表は，具体的な改革案こそ示さなかったものの，現行固定相場制に問題があることを指摘している。『日本経済新聞』1969年7月15日付。
- 10) たとえば，合衆国上下両院合同経済委員会・国際収支小委員会の報告，“Next Step in International Money Reform”，1968, G. P. O.（「国際通貨改革の次のステップ」，『東洋経済』1969年新年特大号所収），“The Balance of Payment Mess”，1971, G. P. O.，を参照。
- 11) たとえば，CEAの報告，“Economic Report of the President”，Jan. 1969, Jan. 1971, を参照。
- 12) たとえば，第1回日米経済協議会合同総会（1972年6月15日～17日，東京）貿易・資本問題専門部会に提出されたアメリカ側ポジション・ペーパー（経済団体連合会『経済資料』第277号，1972年8月，所収）を参照。
- 13) 小野朝男「世界市場と金為替」松井安信・三木毅編『世界市場と金為替』ミネルヴァ書房，1978年92～94ページ。
- 14) 今宮謙二『現代国際金融の構造』実教出版，1976年，12～13ページ。
- 15) 上野俊樹「労働価値論と現代」①『経済』1985年5月号，262～264ページを参照。
- 16) 宇野弘蔵氏は，労働力商品化の無理について次のように述べている。
「労働力の商品化に一般的基礎を置く資本家の生産方法も，それが労働力の商品化という元来無理な形態をもつものであることを，したがって，また一定の歴史的な発生，発展，没落の過程を経過せざるをえないことを明らかにする」（宇野弘蔵『宇野弘蔵著作集』第7巻，

岩波書店, 1974年, 19ページ)。

宇野氏のこの見解に対して見田石介氏は次のように批判しておられる。

「しかし与えられた状態を『無理』だとすることは、直接的にはいかにもその運動、変化を説明するようにみえるが、じっさいはそうではない。それは事物の運動を、無理はありえないということと説明するものであるが、それならそうした幾百幾千の無理な事実そのものは、どうして発生し存在しえたであろうか。それが無理なら、それらはすべてははじめから存在しえなかったはずである。いまの場合についていえば、『無理』である資本主義は、そもそも発生しなかったであろう。あるいは反対にこうも言いうるだろう。労働力の商品化と資本主義とが数世紀にわたって存続し発展してきた、という事実は、『無理』が存在しえないことではなく、むしろ反対に、『無理』がいくらでも存続し発展させしうることを証明している。と。労働力の商品化と資本主義とを『無理』だと宣言することによっては、けっしてその歴史性を証明することはできないし、もちろん社会主義の科学的基礎付けなどできないのである」(見田石介『見田石介著作集』第5巻, 大月書店, 160ページ)。

不換ドルの通用を「無理」とみる見解は、そこから「国際通貨体制の動揺」(小野朝男, 前掲論文, 93ページ)や国際通貨危機を導き出すのであるが、その方法的基礎にあるのは宇野弘蔵氏の方法と同じものであり、この見田氏の批判がそのままあてはまるであろう。「無理」なものが現実化しているという説明では、国際通貨体制の歴史的発生の必然性を明らかにすることはできないのである。

- 17) 小野朝男, 前掲論文, 81~84ページ。
- 18) ある国の国民通貨が国際通貨となるためには、その国が国際取引の中心であり国際金融の中心であるという条件を獲得する必要があるが、いったんこの条件を獲得してしまえば、その国の外国為替手形が国際的決済手段として機能する。外国為替手形は、国際的決済手段として機能するという意味で国際通貨となる。したがって、国際通貨を規定するためには、国際的商業信用の次元で規定しておく必要があると思われるのである。なお、「ストック・アプローチ」、「フロー・アプローチ」という見地から従来の諸学説を総括されたのは岩野茂道氏である。岩野茂道「国際通貨の理論」小野朝男編『金・外国為替・国際金融』ダイヤモンド社, 1986年, 第7章, を参照。
- 19) 岩野茂道『ドル本位制』熊本商科大学海外事情研究所, 1977年, 201ページ。
- 20) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, Marx-Engels Werke, Dietz Verlag, Bd. 23, S. 57, 大月書店版全集, 第23巻第1分冊, 57ページ, を参照。
- 21) ebenda., S. 102, 同上書, 117ページを参照。
- 22) 岩野茂道, 前掲書, 201~202ページ。
- 23) K. Marx, a. a. O., S. 112, 前掲書, 129ページを参照。
- 24) ebenda., S. 111, 同上書, 127ページ。
- 25) ebenda., S. 157, 同上書, 186ページ。
- 26) 金の価値尺度機能の今日的貫徹形態については、山田喜志夫「金(1)——現代における金の意義と役割」小野朝男編『金・外国為替・国際金融』ダイヤモンド社, 1986年を参照。
- 27) 岩野茂道, 前掲書, 205ページ。

- 28) K. Marx, a. a. O., S. 157-158, 前掲書, 187ページ。なおここで、マルクスが使っている「一般的」という言葉に、外国為替取引（国際的商業信用）、為替決済の外国為替銀行への集中（国際的銀行信用）を前提した相殺差額の「最終的」決済という意味を含ませることには異論があるかと思われるので簡単に説明しておけばこうである。たしかにマルクスの貨幣論では信用関係は捨象されているから、国際的商業信用と国際的銀行信用はここでは直接にはとりあげられてはいない。しかし、国際的な債権債務の相殺差額が最終的に金で決済されることは信用関係を捨象した貨幣論においても論じることである。これは、『資本論』第三章第三節 a 「貨幣蓄蔵」のところで、銀行信用を念頭におきながらそれを捨象して、蓄蔵貨幣そのものの機能としてその貯水池機能を問題にしていることや、三節 b 「支払手段」のところで、商業信用を念頭におきながらそれを捨象して、債務者と債権者の関係として支払手段機能を論じていることを考えれば、理解されることである。同じように、三節 c 「世界貨幣」においても国際的信用関係を念頭におきながらそれを捨象して、すなわち債務者と債権者との関係として支払手段機能を論じているのである。したがって、「一般的」という言葉には、機能する範囲が個別的な国民経済の枠内を越えた「国際的」な領域であるという意味に加えて、国際的な債権債務の外国為替銀行への集中を前提した「最終的」決済という意味が含まれていると考えられるのである。このことを明確に表現するために、本稿では、一般的支払手段という言葉に代えて国際的最終決済手段という言葉をもちているのである。
- 29) 「国際的最終決済手段は金である」という法則の今日的貫徹形態については、久留間健「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」長洲一編『現代資本主義と多元社会』日本評論社、1979年、を参照。
- 30) たとえば、久留間健、同上論文、木下悦二『国際経済の理論』有斐閣、1979年、片岡伊「国際通貨試論」大阪市立大学商学部経営研究会『経営研究』29巻6号、1979年3月、などを参照。
- 31) 深町郁彌『現代資本主義と国際通貨』岩波書店、1981年。
- 32) ここで債権でなく「債務」とされているのは、アメリカ側からみているからである。
- 33) 深町氏は次のような表を掲げておられる。深町郁彌、前掲書、5ページ。

対外ドル建短期債務（1977年12月末残高）

(単位 100 万ドル)

	公的機関	銀行	その他 外国人	国際的・地 域的機関 (非貨幣的)	合 計
当座預金	3,528	10,933	4,304	231	18,996
定期預金	1,797	2,040	7,546	139	11,522
財務省証券	47,820	141	240	706	48,907
その他短期債務	11,382 ²⁾	28,619 ¹⁾	2,263 ²⁾	1,813	44,077
台 計	64,527	41,353	14353	2,889	123,500

(注) 1) 米国銀行の外国支店にたいする債務、外国銀行の在米支店、代理店の本店にたいする債務などの本支店勘定、銀行引受手形、コマース・ペーパー、譲渡可能定期預金証書(CD)などを含む。

2) 主として銀行引受手形、コマース・ペーパー、譲渡可能定期預金証書からなる。

(出所) *Federal Reserve Bulletin* より作成。

- 34) 深町郁彌，同上書，8 ページ。
- 35) 深町郁彌，同上書，31 ページ。
- 36) 深町郁彌，同上書，30 ページ。
- 37) 注28) を参照。